

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前								
<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1058 190 1137 656">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1058 656 1137 1115">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="898 190 1058 656">建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者</td><td data-bbox="898 656 1058 1115">(略)</td></tr></tbody></table>	受講の免除を受けることができる者	(略)	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者	(略)	<p>(講習科目の受講の一部免除) 第三条 次の表の上欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる講習科目について当該科目の受講の免除を受けることができる。</p> <table border="1"><thead><tr><th data-bbox="1058 1115 1137 1581">受講の免除を受けることができる者</th><th data-bbox="1058 1581 1137 2038">(略)</th></tr></thead><tbody><tr><td data-bbox="898 1115 1058 1581">建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者</td><td data-bbox="898 1581 1058 2038">(略)</td></tr></tbody></table>	受講の免除を受けることができる者	(略)	建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者	(略)
受講の免除を受けることができる者	(略)								
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第三十四条に規定する建設機械施工管理技術検定に合格した者	(略)								
受講の免除を受けることができる者	(略)								
建設業法施行令(昭和三十一年政令第二百七十三号)第二十七条の三に規定する建設機械施工技術検定に合格した者	(略)								